帰還困難区域(双葉町)の墓地を使用していた申立人らについて、墓石の財物損害及び同墓地の永代使用料・管理料相当額が賠償された事例。

和解契約書(全部)

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年(東)第〇号事件(以下「本件」という。)において、申立人X1及び申立人X2(以下「申立人ら」という。)と被申立人東京電力ホールディングス株式会社(以下「被申立人」という。)は、次のとおり和解する。

第1 表明及び保証

申立人らは、被申立人に対し、民法第897条第1項の規定に基づき、 双葉町〇〇霊園第〇号所在の墓の祭祀承継者が、申立人X2であることを 表明し保証する。

第2 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目について和解することとし、それ以外の点について、本和解の効力は及ばないことを確認する。

記

	<u> </u>
損害項目	金額
申立人 X 1 分	
財物損害	
(双葉町○○霊園第○号所在の, 別紙添	160万0987円
付写真において赤線で囲んである墓石	
(別紙添付写真省略))	
申立人X2分	2550000
霊園使用料及び霊園管理料	25万5000円

第3 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、前項に掲げる損害項目に対する和解金として、金185万5987円の支払義務があることを認める。

第4 支払方法

(省略)

第5 清算

申立人らと被申立人は,第2項記載の損害項目について,以下の点を相互に確認する。

- 1 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- 2 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

第6 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立 人が署名捺印(記名押印)の上、申立人らが1通、被申立人が1通を保有するも のとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争 解決センターに交付する。

平成29年9月5日

(仲介委員 飯田敏彦)